

答 申 書

令和5年7月28日

別府市長 長 野 恭 紘 殿

別府市入湯税の超過課税に係る評価等検討委員会
委員長 関 谷 忠

別府市入湯税の超過課税に係る評価等検討に関して（答申）

令和4年11月16日付け別市税第562号にて諮問のありました「別府市入湯税の超過課税に係る評価検討」について、当委員会にて慎重に検討を重ねた結果、別紙のとおり答申します。

1 本市の入湯税の超過課税に関し、特例税率及び当該特例税率の期間に関する妥当性や有効性を評価すること

別府市税条例の一部を改正する条例（平成30年別府市条例第1号。以下「改正条例」という。）において、入湯税の税率の特例、いわゆる超過課税が次の表のとおり導入され、その後の施行期日等の附則の改正により、平成31年4月1日から施行されている。

宿泊料金	2000円以下	4500円以下	6000円以下	50000円以下	50001円
飲食料金	1500円以上	2001円以上	4501円以上	6001円以上	以上
改正前	50円	100円	150円		
改正後	50円	100円	150円	250円	500円

この特例税率は改正条例において、「施行の日から5年間に限り、」とされており、令和6年3月31日を持って期限が終了するため、その妥当性や有効性について評価を行うとともに、令和6年度以降の税率及びその期間について審議を行った。

審議の結果、入湯税の超過課税分が温泉資源の保護や観光振興に活用されていること、入湯税の特別徴収義務者である宿泊施設からの理解を得られていること等から、入湯税超過課税導入時に多くの関係者、有識者からなる「別府のみらい検討会議」における提言を尊重し、税率及び期間については妥当であり、令和6年度から再度5年間延長することが適当であると判断した。

ただし、その有効性について、入湯税の超過課税分の用途については別途「別府市入湯税の超過課税分の用途に関する審議会」において審議を行っているが、入湯税が温泉に入浴する特別な恵み、地球環境への負荷や地域社会への負荷に対して支払う税金であるため、その全額を温泉の保護に対して使用しないとしても、温泉資源の保護に配慮した活用について納税者に説明や広報を行うとともに、その他事業についても入湯税の超過課税分の用途をいわゆる「見える化」し、納税者や特別徴収義務者に更なる理解

を得られるよう努力していく必要がある。

2 本市の自主財源の充実確保を図るため、新たな法定外税の創設に向けた調査及び検討を行うこと

別府市の財政は扶助費の硬直化など義務的経費の割合が高く、自主財源比率は令和3年度決算で30.6%、令和2年度決算で26.7%と類似団体と比較しても低い数値にある。現状の財政中期見通しにおいては今後、事業を進める上で主要基金の取り崩しを余儀なくされることが見込まれる。主要基金残高について別府市では標準財政規模の20%である50億円以上を確保するという目標を立てており、それを維持しつつ新たな政策的経費に対応していくため新たな自主財源の確保が重要となっている。その状況を鑑み、新たな法定外税の調査及び検討を行った。

特に宿泊税の導入については、入湯税とその超過課税分が温泉の保護や整備だけではなく、観光振興に関する事業にも使われているため、入湯税が課税されない宿泊施設を利用する観光客と入湯税を負担する観光客との間に不公平感が存在すること、入湯税の負担がない宿泊施設を利用する観光客も日帰り温泉や公衆浴場などにより温泉に入浴する機会が多く、実質温泉資源による恵みを享受していることなどを鑑み、宿泊税という形で入湯税を負担されていないお客様に対する課税を行う余地がある等の意見が出された。

そして宿泊税を導入する場合においても入湯税超過課税と同様に、何に使われるのかという分かりやすい説明や、徴税の便宜性に配慮したシンプルな税率により実施されることが望ましい。

また、委員から全国の自治体の法定外税導入の動向より、最近では総務省が地方の課税自主権を尊重する考えで動いており、別府市のアイデア次第、デザイン次第では様々な法定外税の導入が

認められる可能性があることが提言された。別府市においても自主財源の確保や新たな財政需要に備えるためにも、新規法定外税導入の検討については、当委員会において引き続き調査及び検討を行っていききたい。

3 その他入湯税の超過課税の評価及び自主財源の確保に関し必要な事項

入湯税の徴収が、納税いただいている観光客と特別徴収義務者の方々の協力によって円滑に行われていることを鑑み、令和6年度から新たに入湯税の税率の特例、すなわち超過課税分を設定するに当たっては、改正の時期に係る規定を「その期間や税率について今後必要があると認めるときは、見直しを行う。」といった表記の仕方ではなく、「施行後5年ごとに検証し、見直しを行う。」といった表記で附則に明記することが望ましいとした。

また、入湯税の超過課税や新税導入に関して、どのような事業に充て、どのような効果がもたらされるのか、より一層市民や観光客に理解が得られる広報や資料が必要であり、今後の用途についても観光や温泉の持続性や再投資による成長性などに着眼点を置いた活用を求める意見が多くあったことに留意し、今後の事業に活かしてもらいたい。

【付記】

平成31年度から令和4年度の入湯税超過課税分充当事業について

入湯税超過課税分についてはその使途として、①温泉資源の保護、確保、②観光客の快適性確保（ストレスフリー）、③観光客の安全・安心の確保、④観光客を増加させるための事業推進（魅力あふれる温泉地づくり）、⑤観光客の受入体制の充実の5つの柱に沿って使用することを基本原則とし、具体的な使途については「別府市入湯税の超過課税分の使途に関する審議会」にて協議されている。以下入湯税超過課税分が充当された事業について記載する。

【5本の柱①温泉資源の保護、確保に該当する事業】

「せーので測ろう別府温泉一斉調査」や温泉の現況調査・賦存量調査、地下水の現状調査、市内給湯ルートの見直し、改修工事など温泉資源の保護や温泉枯渇問題への対応など、直接的な温泉資源の保護に関する事業と、レジオネラ菌対策の強化、共同温泉改修等補助金など温泉文化の保護に関する事業を実施している。

特に温泉資源の調査に関する事業においては大分県と協同で別府市内の全泉源を対象に温泉現況調査を行い、過去の調査データ・資料との比較により温泉の賦存量予測をすることで、別府市の温泉資源の持続可能な保護対策の基礎資料として活用され、新規の温泉掘削を認めない特別保護地域に新たに2つのエリア（西部特別保護地域、南立石特別保護地域）が大分県により指定された。

【5本の柱②観光客の快適性確保（ストレスフリー）に該当する事業】

観光客が別府市へ旅行する際や市内を周遊する際の快適性の確保に関する事業を実施。北九州空港～別府市内への直行バスの運

行や別府駅等へのデジタルサイネージの設置により、移動や周遊における快適性の向上を図ったが、利用客が少なく収益性の向上が見込めなかったため直行バスについては単年、デジタルサイネージについては、2年で終了した。現在は市内20か所に設置するフリーWi-Fiの増設や使用に関する広報活動、また令和3年度予算より事業を開始した「別府オリジナル宿泊予約サイトプロモーション」では、別府市の宿泊施設への予約が行える別府市公式サイトの立ち上げと、そのサイトの利用より収集したデータを活用しSNS広告などを発信するとともに、宿泊施設にとっては大手旅行サイトより低廉な手数料で予約を受け付けられる仕組みづくりを行った。

【5本の柱③観光客の安全・安心の確保に該当する事業】

観光客が安全・安心に旅行を行うため、観光案内所の運営に関する別府インターナショナルプラザ組織強化と駅前情報発信Café維持管理・運営業務に事業費を充当した。特に駅前情報発信Café「WANDER COMPASS BEPPU」については、日本政府観光局（JNTO）が全国1514か所の認定外国人観光案内所のうち、コロナ禍で観光客の満足度向上に尽力した全国5か所の認定案内所を表彰したなかで、「連携強化」の部門1位に選ばれるなど、本市のインバウンド対策にとって重要な存在となっている。

【5本の柱④観光客を増加させるための事業推進（魅力あふれる温泉地づくり）に該当する事業】

B-biz LINKにおける別府版DMO機能充実のため、観光戦略の実施における人材確保や、APUの観光マーケティング履修学生インターンの受入により、将来の別府観光を担う人材育成に取り組んでいる。また、B-biz LINKにおいてランドオペレーター業務

を行うことにより、海外において別府市を含むツアーの造成を行うなど直接的な誘客事業を実施。また、魅力あふれる観光地づくりとして新アクティビティの開発、ウォーキングツアーの催行や、1人乗り用のミニ自動車のレンタルサービス「ゆのくにクルーザー」事業などを実施。

【5本の柱⑤観光客の受入体制の充実に該当する事業】

観光客の受入体制の充実策として、市有施設内公衆トイレの和式から洋式化や、鍵付きでいたずら防止機能のあるトイレトペーパー台やトイレトペーパーの補充等のトイレ整備事業を行っている。また、市内景観維持のため、沿道の除草作業等を実施している。